

令和6年 第1回 臨時会

議案 参考資料

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて
(いなべ市税条例の一部を改正する条例)

個人住民税の定額減税の概要

令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき、1万円の減税を行う。

(1) 納税者

- ・令和5年の合計所得金額が、1,805万円以下の者
- ・国内居住者で、令和6年分の住民税が課税される者

(2) 控除対象配偶者

- ・納税者と生計を一にし、令和5年の合計所得金額が48万円以下の配偶者
- ・納税者本人の令和5年の合計所得金額が1,000万円以下
- ・国内居住者（非居住者は対象外）

(3) 扶養親族

- ・納税者と生計を一にし、令和5年の合計所得金額が48万円以下の親族
- ・国内居住者（非居住者は対象外）

例えば、対象納税者の令和5年の合計所得金額が500万円(1,805万円以下)で、配偶者控除を適用される配偶者と収入のない子どもが2人いる場合、定額減税で減税される住民税の額は4万円となります。

住民税：本人1万円＋控除対象配偶者1万円＋扶養親族1万円×2人＝4万円

※ 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。

※ 定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

雑損控除の特例の概要

令和6年1月に発生した能登半島地震による災害（以下「今般の災害」という。）では、広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、発災日が1月1日と令和6年度分個人住民税の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、令和6年度分個人住民税について、次のとおり今般の災害による損失に係る特例措置を講ずる。

- (1) 本来は令和7年度分個人住民税（令和6年分所得）から雑損控除を行うことになるが、令和6年度分個人住民税（令和5年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる。

都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の概要（わがまち特例）

一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一体型滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る課税標準額を、最初の5か年度分について $1/2$ とする特例措置が創設された。

- (1) 一体型滞在快適性等向上事業とは

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、市町村が行う公共施設の整備等と一体となって行われる土地所有者等による交流・滞在空間を創出する事業です。

具体的には、市町村による車道の一部広場化、都市公園における芝生広場の整備等と併せて、土地所有者等が民地を誰もが利用できるオープンスペースとしたり、建物低層部をオープン化（ガラス張り化等）したりする事業です。

- (2) 事業の実施主体とは

実施主体となることができるのは、滞在快適性等向上区域内において、次のいずれかの要件を満たす者です。

- ・土地所有者
- ・借地権等を有する者
- ・建築物の所有者又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて
 (いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

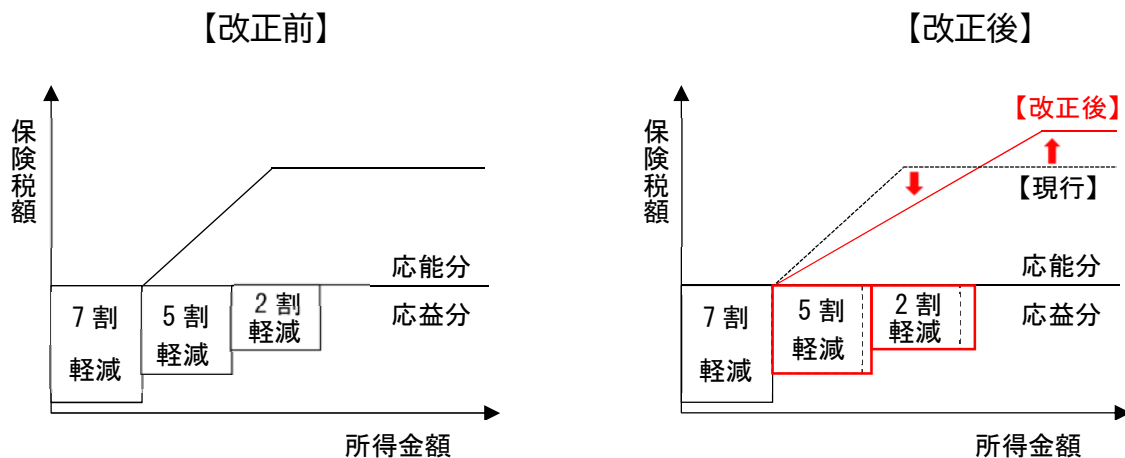
1 政令改正

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が引き上げられた。また、国民健康保険税の減額判定所得が引き上げられ、減額対象世帯の拡大が図られた。

2 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ

(1) 目的

国民健康保険税の課税限度額を引き上げずに保険税率を引き上げた場合、高所得者層の負担は変わらない中で中間所得者層の負担が重くなる。そこで課税限度額を引き上げることにより中間所得者層の負担軽減を図ることができる。国民健康保険税の課税限度額の引上げは、所得に応じた負担の平準化を図ることを目的とする。



(2) 改正内容

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を2万円引き上げる。

【現行の課税限度額】			【改正後の課税限度額】	
医療分	65万円		医療分	65万円
後期分	22万円	➡	後期分	24万円
介護分	17万円		介護分	17万円
計	104万円		計	106万円

3 国民健康保険税の減額対象世帯の拡大

(1) 目的

国民健康保険税（均等割額・平等割額）の減額判定所得を引き上げることにより、減額となる世帯数を拡大させ、低所得者層の負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 改正内容

① 7割減額の判定所得

【改正なし】 $43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

② 5割減額の判定所得

【現 行】 $43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 29 \text{万円} \times \text{被保険者数}$

↓

【改正後】 $43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 29 \text{万} 5 \text{千円} \times \text{被保険者数}$

③ 2割減額の判定所得

【現 行】 $43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 53 \text{万} 5 \text{千円} \times \text{被保険者数}$

↓

【改正後】 $43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 54 \text{万} 5 \text{千円} \times \text{被保険者数}$

議案第30号

製造負請契約の締結について
(基幹システム標準化移行業務)

相手方 株式会社ミエデン

代表者 代表取締役社長 小柴 眞治

所在地 三重県津市桜橋二丁目177番地3

資本金 50,000,000円(令和6年3月末日現在)

従業者数 550人(令和5年7月末日現在)

基幹システムの導入実績

県内市町

津市、四日市市、鈴鹿市、いなべ市(平成15年～)、木曾岬町、東員町、
菰野町、川越町

以上

基幹システム標準化移行業務実施スケジュール

対象業務	令和6年度 (今回の契約)		令和7年度 (7年度契約予定)
児童手当		準備作業	移行完了
子ども・子育て支援		準備作業	移行完了
住民基本台帳	移行完了		
戸籍の附票		準備作業	移行完了
印鑑登録	移行完了		
選挙人名簿管理		準備作業	移行完了
固定資産税	移行完了		
個人住民税	移行完了		
法人住民税	移行完了		
軽自動車税	移行完了		
戸籍		準備作業	移行完了
就学	移行完了		
健康管理	移行完了		
児童扶養手当		準備作業	移行完了
生活保護	移行完了		
障害者福祉		準備作業	移行完了
介護保険		準備作業	移行完了
国民健康保険	移行完了		
後期高齢者医療		準備作業	移行完了
国民年金	移行完了		
	11業務	9業務	9業務

以上

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）（抄）】

- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話をを行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則**全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ（略）移行**できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら必要な支援を積極的
に実施する。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

具体的には・・・

- ① **複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択**することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ **ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用**しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自ラクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、**データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合**することにより、**当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑**に行える拡張性を有することとなる。

